

京都市告示第 549号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年12月15日

京都市長 松井孝治

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	岩倉202号線	左京区岩倉花園町524番地の1地先 同町37番地の6地先	
2	岩倉203号線	左京区岩倉花園町39番地地先 同町37番地の4地先	
3	岩倉204号線	左京区岩倉花園町549番地の7地先 同町549番地の5地先	
4	山科大宅緯77号線	山科区大宅五反畠町15番地の22地先 同町15番地の5地先	
5	羽束師経175号線	伏見区羽束師菱川町545番地の7地先 同町545番地の8地先	
6	羽束師緯152号線	伏見区羽束師菱川町890番地地先 同町545番地の6地先	
7	上賀茂経127の1号線	北区上賀茂東後藤町31番地の1地先 同町20番地の16地先	
8	壬生経24の1号線	中京区壬生御所ノ内町7番地の6地先 同町21番地の59地先	

(建設局土木管理部道路明示課)